

005GAPH1

503-020

株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令
第三号様式



【提出書類】

変更報告書 No.1

【根拠条文】

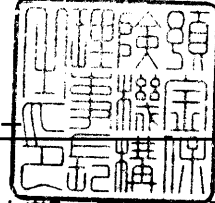
法第27条の26第2項に基づく報告書

【提出先】

関東財務局長

【氏名又は名称】

預金保険機構
理事長 永田俊



【住所又は本店所在地】

東京都千代田区有楽町一丁目12番1号 新有楽町ビルディング

【報告義務発生日】

平成17年5月31日

【提出日】

平成17年6月15日

【提出者及び共同保有者の総数(名)】

1名

【提出形態】

電子

第1【発行会社に関する事項】

発行会社の名称	(株)大光銀行
会社コード	8537
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	JASDAC
本店所在地	〒940-8651 新潟県長岡市大手通1-5-6

第2【提出者に関する事項】

3【提出者(大量保有者)／3】

(1)【提出者の概要】

①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(特別法人)
氏名又は名称	預金保険機構
住所又は本店所在地	〒100-0006 東京都千代田区有楽町1丁目12番1号
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	昭和46年7月1日
代表者氏名	永田 俊一
代表者役職	理事長
事業内容	1. 保険料の収納、保険金及び仮払金の支払、資金援助、預金等債権の買取りに関する業務 2. 金融整理管財人(含む管財人代理)、承継銀行の経営管理、金融危機への対応のための業務 3. 立入検査、健全金融機関等からの資産買取り、金融機関の株式等の引受(資本増強)に関する業務 4. 整理回収機構への指導及び助言並びに債務者の財産調査、経営者等の責任追及に関する業務

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区有楽町1丁目12番1号 預金保険機構 総務部 管理課 高橋 聡生
電話番号	03-3212-6030

(2)【保有目的】

特別公的管理銀行であった株式会社日本長期信用銀行(現 株式会社 新生銀行)の発行株式をニュー・LTCBパートナーズ・CVIに譲渡し、同行の特別公的管理の終了を行ったが、当該株式譲渡の一環として、同行が保有する株式を預金保険機構が買取ったもの。
特別公的管理銀行である株式会社日本債券信用銀行(現 株式会社 あおぞら銀行)の発行株式をソフトバンク株式会社、オリックス株式会社、東京海上火災保険株式会社及びその他の金融機関等に譲渡し、同行の特別公的管理の終了を行ったが、当該株式譲渡の一環として、同行が保有する株式を預金保険機構が買取ったもの。

(3)【上記提出者の保有株券等の内訳】

①【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券(株) (内、優先株式)	2,700,000		2,700,000
新株引受権証券(株)	A	—	G
新株予約権証券(株)	B	—	H
新株予約権付社債券(株) (内、旧転換社債券)	C	— —	I
対象有価証券カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M 2,700,000	N 0	O 2,700,000
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P 0		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q 5,400,000		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R 0		

②【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成17年5月31日現在)	S 104,014,000
上記提出者の株券等保有割合(%) (Q/(R+S)×100)	5.19
直前の報告書に記載された株券等保有割合(%)	10.00

(4)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

<p>* 預金保険機構(以下 預保という)と株式会社あおぞら銀行(旧日本債券信用銀行。以下「あおぞら銀行」という)との間に、平成12年8月31日付けの以下を内容とする契約が存在する。</p> <p>1. あおぞら銀行からの株式の買取は、預保があおぞら信託銀行に設定した信託の信託財産として、あおぞら信託銀行があおぞら銀行より譲り受ける方法によるものとする。</p> <p>2. 平成12年9月1日から5年間、預保が当該株式を売却しようとする場合、あおぞら銀行は第一優先購入権(預保にとって最も有利な第三者からの購入申込と同一条件による購入権)を有する。また平成12年9月1日から5年以内であれば、あおぞら銀行は当該株式の買戻しを求めることができる。但し、預保は当該売戻しにより損失が発生する場合、売戻さないことを選択できる。</p> <p>3. 株式の譲渡人であるあおぞら銀行からあおぞら信託銀行への譲渡及び信託財産であることの登録、表示又は記載を省略する。</p> <p>4. 預保はあおぞら銀行に信託株式の議決権の一切の行使を委ねることを承認する。(旧日債銀での保有 2,700,000株)</p> <p>* 預金保険機構(以下 預保という)と株式会社新生銀行(旧長期信用銀行。以下「新生銀行」という)との間に、平成12年2月24日付けの以下を内容とする契約が存在する。</p> <p>1. 新生銀行からの株式の買取は、預保が新生信託銀行に設定した信託の信託財産として、新生信託銀行が新生銀行より譲り受ける方法によるものとする。</p> <p>2. 平成12年3月1日から5年後の応当日までは、預保は当該株式を新生銀行の同意なく売却しない。また同期間、新生銀行は株式の買戻しを行うことができる。但し、預保は当該売戻しにより損が発生する場合、売戻さないことを選択できる。なお平成17年3月1日に、当該契約に基く当初信託期間は終了し、当該株式については、預金保険機構へ移管された。</p> <p>3. 株式の譲渡人である新生銀行から新生信託銀行への譲渡及び信託財産であることの登録、表示又は記載を省略する。</p> <p>4. 預保は新生銀行に信託株式の議決権の一切の行使を委ねることを承認する。(旧長銀での保有 269,000株)</p>
--